

議案第 7 9 号

八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する
条例について

八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 7 月 2 2 日提出

八潮市長 大 山 忍

提 案 理 由

重度心身障害者医療費の支給対象者を拡大する等したいため、この案を提出するものである。

八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和５０年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次の１号を加える。

- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に定める２級の障害を有する者

第２条第５項中「の２分の１に相当する額」を削り、同条中第６項を第７項とし、第５項の次に次の１項を加える。

- 6 この条例において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５８条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

第３条第１項第１号ア中「（平成１７年法律第１２３号）」を削る。

第４条第１項を次のように改める。

市は、対象者に係る医療の一部負担金（次の各号に掲げるものを除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、対象者の責め（税の未申告等をいう。）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

- (1) 第２条第１項第３号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第１号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金
- (2) 第２条第１項第６号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第5項の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第1項第6号、同条第6項及び第4条第1項の規定は、施行日以後の医療に係る医療費助成金の支給について適用し、施行日前の医療に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第5項の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後の医療に係る医療費助成金の支給について適用し、同日前の医療に係る医療費助成金の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 施行日において重度心身障害者医療費の支給の対象となる者は、施行日前においても、八潮市重度心身障害者医療費支給に関する条例第5条第1項の規定による申請書の提出をすることができる。この場合において、市長は、同条第2項の規定による認定及び受給資格登録者としての登録並びに同条例第6条第1項の規定による受給者証の交付をすることができる。